



～ 環境保全型農業直接支払交付金事業のご案内～

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するものです。

なお、令和2年度より取組内容等が一部変更になります。

事業のポイント！ ①～③のいずれか + 国際水準GAPに取組む

【取組内容】

化学肥料・化学合成農薬の使用を北海道の慣行基準から5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組に対して支援を行います。

注：化学肥料・化学合成農薬の低減は、現状の使用量や使用回数を半分にすることでなく、慣行基準（北海道の特別栽培農産物に係る表示ガイドライン）の半分となります。

- ① カバークロップ（緑肥）の作付け
- ② 堆肥の施用
- ③ 有機農業（組換えDNA技術を利用しない）

変更

※有機農業の取組みについて、令和2年度より「国際水準の有機農業（有機JAS）の実施」が要件となります。

【取組例】

化学肥料（窒素分量（kgN/10a））
慣行基準



化学合成農薬（成分使用回数）
慣行基準



変更

【交付単価】

令和2年度より、①と③の交付単価が変更になります。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① カバークロップ（緑肥）の作付け | 6, 0 0 0円/10a |
| ② 堆肥の施用 | 4, 4 0 0円/10a |
| ③ 有機農業（そば等雑穀以外） | 1 2, 0 0 0円/10a ※ |
| （そば等雑穀） | 3, 0 0 0円/10a |

※有機農業（そば等雑穀以外）の取組みで、土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ（緑肥）の作付けを実施した場合に限り、2, 0 0 0円/10aを加算。

化学肥料・化学合成農薬の5割低減（事例）

秋播き小麦（きたほなみ）

(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

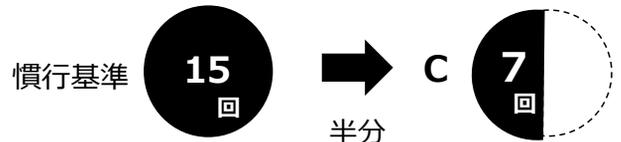
施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配小麦用8号	8.0%	H29.9.22	50kg	4.00
硫安	21.0%	H30.4.14	13kg	2.73
硫安	21.0%	H30.6.5	10kg	2.10
合 計				B 8.83

A 慣行基準の5割
9kgN/10a

≧

B 実際の施肥量
8.83kgN/10a

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
ゴーゴーサン乳剤	H29.10.1	1
フロンサイドSC	H29.10.27	1
MCPソーダ塩	H30.5.22	1
シルバキュアフロアブル	H30.6.10	1
ベフトップジンフロアブル	H30.6.18	2
シルバキュアフロアブル	H30.6.25	1
合 計		D 7

C 慣行基準の5割
7回

≧

D 実際の防除回数
7回

大豆

(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配豆用1号	3.0%	H30.5.6	30kg	0.90
合 計				B 0.90

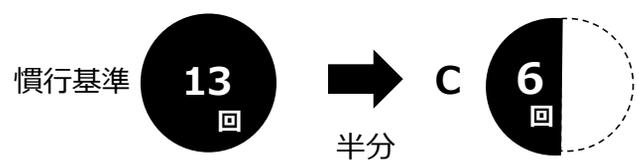
A 慣行基準の5割
2kgN/10a

≧

B 実際の施肥量
0.9kgN/10a

36

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
クルーザーFS30	H30.5.14	1
フルミオWDG	H30.5.21	1
スミレックス水和剤	H30.8.3	1
スミチオン乳剤	H30.8.3	1
トップジンM水和剤	H30.8.12	1
プレバソンフロアブル	H30.8.12	1
合 計		D 6

C 慣行基準の5割
6回

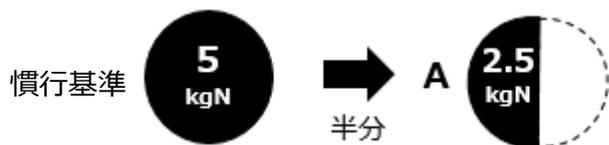
≧

D 実際の防除回数
6回

化学肥料・化学合成農薬の5割低減（事例）

小豆

(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配豆用2号	5.0%	H30.5.18	40kg	2.00
合 計				B 2.00

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
粉衣用ベアークスミンD	H30.5.18	2
スミチオン乳剤	H30.8.1	1
トップジンM水和剤	H30.8.1	1
ファンタジスタ顆粒水和剤	H30.8.13	1
オルフィンフロアブル	H30.8.23	1
スミチオン乳剤	H30.8.23	1
合 計		D 7

A 慣行基準の5割
2.5kgN/10a

≧

B 実際の施肥量
2.0kgN/10a

C 慣行基準の5割
7回

≧

D 実際の防除回数
7回

飼料用とうもろこし

(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配コーン用2号	8.0%	H30.5.10	45kg	3.60
合 計				B 3.60

A 慣行基準の5割
6.5kgN/10a

≧

B 実際の施肥量
3.6kgN/10a

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
ゲザプリムフロアブル	H30.6.10	1
ワンホープ乳剤	H30.6.10	1
合 計		D 2

C 慣行基準の5割
2回

≧

D 実際の防除回数
2回

カバークropp（緑肥）の作付要件

【作付での注意点】

- 作物栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付し、全量をすきこむ
- 生育期間：春夏まき（3～9月）の場合は概ね2ヶ月以上
※秋冬まき（10月～2月）の場合は概ね4ヶ月以上必要のため生育期間が足りないのが対象外
- 播種量：メーカーのカタログ等に記載されている播種量以上を守ること

【証明に必要なもの】

- 緑肥の購入伝票
- 緑肥の生育途中の写真（すきこみ前）
- 緑肥のカタログ写し

堆肥の施用要件

【施用時の注意点】

- 作物栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する
- C/N比10以上の堆肥（鶏糞・豚糞を主原料とするものは除く）を使用する
- 施用量は、1.5t以上3t以内
- 堆肥施用後に栽培する作物について「堆肥管理計画」を作成・提出する

【証明に必要なもの】

- 堆肥の購入伝票（無償堆肥の場合は堆肥納品書）
- 堆肥の撒布証明写真
- 土壌診断書
- 自給堆肥の場合は製造証明書及び成分証明書

有機農業の要件

【有機農業の注意点】

- 化学肥料・化学合成農薬を使用しない
- 組換えDNA技術を利用しない
- 北海道が定める土づくり技術（緑肥の作付け・堆肥の施用）を導入する
- 国際水準の有機農業（有機JAS）を実施すること（認証取得をもとめるものではありません）

【証明に必要なもの】

- 有機JAS認定書写し
- 有機資材の証明

【お問い合わせ】

他の作物の取組事例や、申請に必要なものなど、より詳しい内容を知りたい方は帯広市農業技術センターへお問い合わせください。

電話：（0155）59-2323 38